

遺族一時金裁定請求書
(兼未支給の給付金請求書)

厚生年金基金理事長殿

平成 年 月 日 提出

死亡した受給権者	① 氏名 (フリガナ)		② 年金証書番号		③ 加入員番号		④ 性別	⑤ 生年月日			
							男・女	明治 大正 昭和	年	月	日
請求者(遺族)	⑥ 死亡した年月日		⑦ 最後に勤務していた事業所名			⑧ 備考					
	平成	年	月	日							
請求者(遺族)	⑨ 氏名 (フリガナ)		⑩ 印	⑪ 続柄							
			印	◆ 2枚目の死亡届にも忘れずに 押印してください。							
	⑫ (フリガナ) 住所	郵便番号		TEL ()							
請求者(遺族)	⑬ 支払機関の指定		1. 銀行・金庫 信組・農協		支店〔普通(総合)・当座〕 〔口座番号〕						
			2. 郵便局現金受取*								
⑭ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような人がいましたか											
配偶者		子		父母		孫		祖父母		兄弟姉妹	
いる・いない		いる・いない		いる・いない		いる・いない		いる・いない		いる・いない	
添付書類	⑮ 1. 死亡した受給権者の年金証書又は加入員証 (あれば両方)					4. 受給権者と請求者の住民票の写し (住民票上、両者の住所が異なっているときは受給権者の死亡当時、請求者が受給権者と生計を同じくしていたことを明らかにする書類)					
	2. 死亡した受給権者の死亡を証明する書類					5. 請求者が婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を明らかにすることができる書類 (例えば民生委員の証明書)					
3. 請求者と死亡した受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本											

⑬ * 一時金につきましては、郵便局自動預入のお取扱いは致しておりません。
また、郵便局現金受取の場合は、支払日以降に郵便局で証書の発行手続が行われるため、証書がお手元に到着するまで日数を要します。さらに、郵便局での受取内容の事後確認も容易ではありませんので、なるべく銀行振込をご指定ください。
銀行振込をご指定の場合は、請求者ご自身名義の預金口座をご記入ください。
上記⑮の4.の書類では生計同一であったことが証明できない場合に、その者と生計を同じくしていたことの証明を下記証明欄に民生委員、町内会長、事業主、社会保険委員、家主などの第三者から受けてください。

生 計 同 一 証 明

上記の請求者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。

平成 年 月 日

住 所
証明者 職名、氏名

㊞

基金処理日	常務理事	事務長	課長	係長	係
年 月 日					

受付日付印

- ・遺族一時金とは、加入員又は加入員であった方の死亡により支給される一時金です。
- ・未支給の給付金とは、退職年金の受給権者が死亡された場合、その死亡された方に支給すべきであった給付金で、まだその方に支給されていない給付金です。

- (ご注意)
1. 遺族一時金や未支給の給付金を請求できない人は、2枚目の死亡届のみ記入してください。
(添付書類は⑮の1.2.のみ)
 2. 遺族一時金や未支給の給付金を受けることができる方の範囲並びに順位は、死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となります。自分より先順位者がある場合は、これらの給付を受けることができません。
 3. 同順位者が2名以上あるときは、1名が代表して請求を行ってください。
その1名が行った請求は、他の同順位者全員のため給付額全額について行われたものとみなされます。またその1名に対する支給は、全員に対して行われたものとみなされます。
 4. ⑭欄には、死亡した受給権者が死亡した当時、その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の該当する文字 (いる・いない) を○で囲んでください。